

S . Kさん（原告番号28）

私は北海道で生まれましたが、私の父は、私達家族を連れて、開拓団員として、満州に渡りました。母も弟も満州で餓死しました。

私は、10歳の時に、自分が日本人であることを知りましたが、私の命を助けてくれた養母を残して私だけが日本に帰ることはできませんでした。日本政府は、この時に私が中国に残ると決めたことから 私が自分の意思で中国に残ったのであり、日本政府に責任はないと主張しています。

しかし、当時の私には、日本ではどんな生活が待っているかも分かりませんでしたし、また、命の恩人の母を見捨てて日本に帰ることなどできなかったのです。わずか10歳の子供が、迷った末に、これまでと同じ中国での生活を続けようと思ったことが、日本政府が私を助けてくれない理由になるのでしょうか。

私は、日本に帰った姉と手紙のやりとりをしていました。したがって、日本政府は、中国での私の居場所を知っていたはずですが、現に、北海道の職員から、私宛に手紙が送られてきたこともありましたが、しかし、その手紙は日本語で書かれていたため、私には読むことができませんでした。私は、中国語に翻訳して下さいとお願いの返事を出しましたが、私の手紙に対する回答はありませんでした。

日本へ永住帰国しようと思っただけから、身元保証人制度があったために、継母の反対に会い、帰国は何年も遅れました。

私は、中国では、27年間、看護師の仕事をしていました。けれど、日本に帰ってからは、中国での資格を使うことは全くできず、また、日本語を十分に教えて貰えなかったため、今は会社の寮の掃除の仕事をしています。

それでも、私は、生活保護を受けずに、夫と2人で必死に働いて、働き先を解雇されるたびに自分で仕事先を見つけて、いくつもの仕事を続けてきました。仕事のことでも私が国に世話をして貰ったことはありません。私達夫婦は、3人の子供を大学までやりました。一生懸命仕事をしてきましたが、65歳になった今では、身体

がつらくて、家に帰るとすぐに眠り込んでしまいます。

私は、この裁判が始まってから、弁護士さんから、私の究明カードを見せて貰いました。究明カードには、私のことを「帰国意思不明」とか「自己の意思により帰国しないものとして処理したい」などと書かれていました。

これは、全くの嘘です。私は、ずっと、日本に帰りたいたって思っていました。私は、ずっと、日本に帰りたいたという手紙を出していました。若いころには、帰国できなくなるかも知れないと思って、結婚することも控えていました。

国が、こんな嘘までついて、こんなにひどいことをしているとは思っていませんでした。私は、国のことが許せません。裁判所には、ぜひ、国が私達にしてきた仕打ちをきちんと見て、私達を助けて頂きたいと思います。

以上